

文書分類番号	B 0 1 8
保存期間	1 0 年

広総務第 1 0 0 7 号

広警務第 1 5 5 6 号

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

各部長・参事官  
各所属長様

警察本部長

警務部警務課長の文書審査を要する本部長通達について（通達）

警務部警務課長の文書審査を要する起案文書の種類は、広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成 1 4 年広島県警察本部訓令第 4 号。以下「訓令」という。）に規定されているところであるが、この度、訓令第 3 3 条第 1 項第 4 号に定める「重要な通達案」の範囲を次のとおり定め、平成 2 5 年 1 月 1 日から実施することとしたので事務取扱いに遺憾のないようされたい。

1 警務部警務課長の文書審査を要する重要な通達案

警務部警務課長の文書審査を要する重要な通達案とは、警察本部長名で発出する通達の案のうち、次の要件のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法律若しくは条例の条項又はこれに基づく制度に係る解釈又は運用方針を示す通達で、広島県警察法規類集（以下「法規類集」という。）に登載することが適当なもの
- (2) 前(1)に定めるものを除くほか、将来にわたり運用されるべき制度等に関する運用方針を示す通達で、法規類集に登載することが適当なもの
- (3) 前(1)及び(2)に準ずるものとして警務部警務課長が認めるもの

2 警務部警務課への事前協議

前 1 に掲げる重要な通達案を起案しようとするときは、あらかじめ警務部警務課（法制係）に協議しなければならない。